

一九五〇年十一月二十八日—十二月八日、リヨン開催

第三回 I・L・O 纖維委員會の成果

労

働

省

第三回 I・L・O 纖維委員會の成果

目次

一、目 程

二、賃金不均衡に関する小委員會の報告書

三、労働者の安全に関する小委員會の報告書

四、纖維産業に於ける原料に関する決議

五、纖維産業の発展に関する決議

六、第四回纖維委員會の議題に関する決議

七、纖維賃金の不均衡と不均衡が纖維労働者の生活水準に及ぼす影響に關して

国際労働事務局理事会に提出する覚書

八、平和に関する決議

九、纖維産業における安全必置検査に関する決議

第三面し、○纖維委員會々議は一九五〇年十一月二十八日より同年十二月八日まで、

フランス国リオン市において開催され

「纖維産業に於ける各国間の賃金の不均衡とこの不均衡が纖維産業労働者の生活水準に及ぼす影響」と

「纖維産業に於ける労働者の安全」

の二つの議題が中心に討議され、日本からオズガー・ヴァー代表とシマ

政 府 側

労働省労働基準局長

中 西

実

労働省労働基準局安全課長

野

口

三郎

使 用 者 側

東洋紡副社長

進

藤

竹次郎

産官工業常務取締役

中

島

覚 衛

労 働 者 側

全国繊維絹紡副会長
富士紡労働組合長

島

田

彰 章

全国蚕糸中央銀行委員長

小

西

壮

の諸氏が出席した。

参加国は、アルゼンチン、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、デンマーク、エ
グプト、米、国、フィンランド、フランス、インド、イタリー、メキシコ、ノールウェイ、
ネーデルランド、ペルー、ポーランド、英国、スウェーデン、スイスの一九ヶ国の外オバ

ザイグラーとして日本及びドイツが出席した。その他I・L・O理事会、国際繊維労連、国際クリスチャン繊維労連、世界労連及び国際自由労連等より代表の派遣をみた。

会議に於ては、前後七回の総会（*Planning sittings*）が行われ、議長にはI・L・O理事會政府委員のホー久氏、副議長にはインド労働代表タタ氏及びベルギー労働代表のロベツト氏が任命された。

會議は更に、本委員會の二つの中心議題を討議するため賃金及び安全の小委員會を天々設置した。同小委員會は報告書（一）及び（二）を最終總會に提出し採択された。尚、賃金小委員會の議長は英國政府代表のカルサー氏、安全小委員會の議長は米國政府代表のシユフルツ氏であつた。

更にグループ、ミーティングが政府、使用者、労働者の三つに分れて設置されたが、政府グループ、ミーティングにはデンマーク代表のリカルド氏、使用者グループミーティングにはインド代表タタ氏、及び労働者グループ、ミーティングには英國代表ロバーソン氏が夫々議長をつとめた。

會議日程、報告書、提案事項等は次の通りである。

(一) 日程

月 日	会 議	日 本 側 出 席 者
十一月二十八日	総 会 (開 会) グループ・ミーティング (政府) グループ・ミーティング (使用) グループ・ミーティング (労 働)	全 員 中西 野口 進藤 中島 島田 山西
十一月二十九日	グループ・ミーティング (政府) グループ・ミーティング (使用) グループ・ミーティング (労 働) 総 会 運営委員会	中西 野口 進藤 中島 島田 山西 全 員

十一月三十日

グループ・ミーティング

(政府)

〃

〃

(使用)

〃

〃

(労働)

総

会

賃金

小委員会

安全

小委員会

十二月一日

グループ・ミーティング

(使用)

〃

〃

(労働)

賃金

小委員会

(二回)

安全

小委員会

(二回)

運営

委員会

十二月二日

グループ・ミーティング

(使用)

〃

〃

(労働)

賃金

小委員会

安全

小委員会

野口

中西

進藤

中島

島田

小西

全

員

島田

小西

進藤

中島

中西

野口

進藤

中島

島田

小西

中西

進藤

中島

島田

小西

野口

進藤

中島

島田

小西

中西

進藤

中島

島田

小西

野口

十二月三日

休 会

十二月四日

グループ・ミーティング

(政府)

〃

(使用)

〃

(労働)

賃金小委員会

安全小委員会

総 会

運営委員会

十二月六日

グループ・ミーティング

(政府)

〃

(使用)

〃

(労働)

(各二回宛)

総 会

賃金小委員会

安全委員会

中西、野口

進藤、中島

島田、小西

中西、進藤、中島、小西、島田

野口

全 員

中西、野口

進藤、中島

島田、小西

全 員

中西、中島、進藤、島田、小西

野口

十二月 六日

運営委員会
総会

全 員

十二月 七日

グループ・ミーティング

(使用)

進藤、中島、

〃

(労働)

島田、小西、

質金 山 委員会

中西、進藤、中島、島田、小西

安全 小 委員会

野口、

(各二回宛)

運営委員会

十二月 八日

グループ・ミーティング

(使用)

〃

(労働)

中島、進藤、

質金 山 委員会

島田、小西、

安全 小 委員会

野口、

総 会

全 員

(二) 纖維賃金不均衡小委員会の報告書——十二月八日総会 (plenary sitting) に

ついて採択

國際労働機関

纖維委員会 (一九五〇年十一月—十二月リヨン 第三回)

纖維賃金不均衡小委員会報告書

一、一九五〇年十一月三十日纖維委員会第三回會議で設立を見た纖維賃金不均衡小委員会は、政府側一九、使用者側一九、労働者側一九の各委員を以て構成した。

該小委員会は左記役員を任命した。

議長並に報告委員

カルーサース氏 (政府側委員、英國)

副議長

ヴァンデウエンター氏 (使用者側委員、フランス)

ヘイウッド氏 (労働者側委員、英國)

國連 事務総長の代表者は、リッチエス氏であり、之をシェー氏が補佐した。

二、この小委員会は、討議の基本として工場の事務局提出にかゝる「纖維産業に従事する各國間に於ける纖維賃金の不均衡並にこの不均衡が纖維労働者の生活標準に及ぼす影響に關する報告書」を採上げ、最初の三回に亘る會議を、この題目の一般討議に當てた。

一 般 討 論

この小委員会は満場一致を以て、事務局提出報告書の優れた内容を承認し、併せて特にこの題目の複雑にして且つ困難なる本質並に限定資料については関心を有した所である。現在資料中にも欠点があること、且つは、報告書中、統計的に調整した若干の点について、更に関係諸國の統計当局者につき調査を要するとの理由に因り、ある発言委員は、この報告書は畢竟、端緒に過ぎざるものと見做すべきだと思惟した。鐵維産業の社会的並に経済的状況の重要な面に関しては、基本資料の欠乏し且つ不適当なるに因り、又生活状態が極めて玄きに亘つて相違している諸國間の実質賃金を量的に比較するとすれば、各國固有の諸制限があることに因り、委員会に提出された形式の本報告書は單に一篇の紙上作図に過ぎずと見做すことがでせよう、と。その他の発言委員は、分析の価値、報告書に採入れた方法の価値、賃金差の範囲と重要性を示す総括的描字並に報告書が示す建設的示唆等を強調した。

四 小委員会の各委員は、或は数字を附加訂正し、或はその國々の鐵維労働者の賃金並に生活標準について資料を提供するところがあつた。

五六名の委員は、基本給の外に更に社会上の諸費用、社会施設等を考慮するの要ある旨を強調した。

五 討議の結果、賃金の國際比較を行ふ際に特別な難点に逢着した。英國労働者側委員は、

基本向題として、生活標準の質的差異を指した。インド使用者側委員は各國に於ける賃金を比較するに当り、適當なる共通分母、則ち換言すれば価値の標準を発見するは困難なることを認め、賃金なるものは異非とも國民所得と相關連せねばならぬという意見であつた。

五六名の委員の意向としては、苟も國際的に賃金を比較する場合には社会的施設に於ける、又、社会的諸費用における差異と、また、國、使用者並に勞働者間の社会的諸費用の負担を割当てるために採つた各種の制度とを考慮すべきものであるとのことであつた。六、討議中各委員は纖維賃金に關する資料蒐集法並に資料の分析及び比較に用うる方法を改善すべき旨示唆した。

七、米國政府側委員は纖維産業勞働者の賃金並に生活標準に關する統計的資料を殆んど利用し難い諸國は、よろしく勞働統計改善のためには、纖維勞働者の生活狀況現地調査のため、又、技術的援助と助言とを与へるために一團の専門家派遣方を――の事務局に要請すべき旨を示唆した。右派遺団の報告は纖維委員會に傳達せらるべきものである。

八、印度の使用側委員は、――の事務局はよろしく賃金統計編輯のため一定の標準と様式とを作り且つ、これを各國に交付し、各國はこの様式に記入し、これを事務局に返還すべき旨を示唆した事務局は、斯くすれば更に充分なる資料を思ふがまゝ利用できることとなるであらう。

九、アルゼンチンの労働者側委員は、日用品、例へば食パン、牛肉、靴等の如き一定の量ある品物を購入するために要する時間数を、実質賃金の國際的比較を行う場合の基礎として利用すべきである旨示唆した。同委員は、アルゼンチンの纖維労働者の実質賃金の水準を表わすために右に基き計算せる数字を示した。

十、英國の労働者側委員は、各國に於ける賃金水準の動きと、又他の産業における賃金と比較して纖維賃金の水準における諸変化を示すためのグラフを出版刊行すべき旨を示唆した。

十一、纖維賃金の水準は当該國の賃金の一般水準に依存するものなること、又後者はその代りに、全体としての經濟に於ける生産力水準と、又労働人口に対する雇用の機会と、利用に依存すること、という二点については、一般に意見が合致した。余剰労働力の存在するがためにこれが纖維労働者の賃金並に生活水準に及ぼす影響、並に更に、雇用機会を作り出すことの必要なること右二点は特に、エデプト政府側委員、印度使用者側並に労働者側委員並にイタリア労働者側委員によりて強調せられた。纖維賃金における實質的を旦つ継続的な改善に対しては經濟發展に於ける進歩が極めて重要を基礎である旨一般に意見の合致を見た。この点についてエデプト政府側委員は、經濟發展を促進し、旦つ労働生産力を向上させる目的を以て未開發諸國に対し技術的援助を提供することは好ましいものである旨を強調した。

十二 賃金と生産力との関係についてフランス労働者代表は、生産量増加の奨励手段として賃金引上の必要性を強調した。インドの労働者代表はインド繊維労働者の賃金を生活給水準にまで引上げる必要を主張した。

ペールの労働者代表は賃金を労働者の生計費に合う様に調節する重要性を指摘した。

十三 フランス労働者代表及びインド労働者代表は、繊維産業が得ている利益は現在の賃金率の引上を正当とする十分を理由になると認めた。これについてフランス及びインドの使用者代表からフランス及びインドに因し賃向かをされた。フランス労働者代表は又労働者が当然受けるべき権利を保護し賃金を確保するために強力にしてよく組織された労働組合の必要を強調した。

十四 更に小委員会は議事を進め、同委員会の各委員が取り上げた特殊の諸点、又は事務局が提出した報告書の第四章に載せられてある特殊の諸点を審議した。審議は労働者側が提出した案と、政府側及び使用者側が提出した修正案に基いて進められた。

小委員会が全般的に予備審議を行った後、これらの案はフランス及び英本國政府代表、インド及び英本國使用者代表、カナダ及び英本國労働者代表及議長を以て構成する幹事委員会に回された。

この幹事委員会の勧告に基いて到達した結論は、國際労働事務局の理事会にメモランダム案として送付され、同案は本報告の附録として添附され、且つ繊維委員会にこれを採

扱　　するようになつてゐる。

十五　このメモランダム第七項の原案には同等の価値ある労働に対し男女労働者同等の報酬という原理の適用に関する言及がなされてゐた。小委員会の使用者代表は次の理由によりこの言及を削除することと提議した。即ち同等の価値の労働に対し男女労働者同等の報酬という問題は現在工場の事務局で審議されており、且つ同代表はこの問題が繊維産業のみにとつての特珠な関心事でなく一般産業にとつての関心事の一つであり、従つて同小委員会の審議範囲に入れるのは適當でないと考えたからである。労働者代表はこの問題は結局繊維委員会により審議されるべきではないものであると信じてゐたが、理事会が總會の審議事項に關し設けた制約事項に鑑みてこの言及を削除することに同意した。

十六　覚書中の或る諸点を保出する提言が小委員会の二人の委員によりなされた。理事会代表団の労働者委員は、「繊維産業賃金の測定及比較を行うにあたり、社会的負担及び社会施設を適當に考慮することが最も重要である」という第一項の文が、社会的負担及び社会施設の測定及び比較することからむ諸問題が解決され、この問題は關する充分な資料が確保されるまでは、何等の有用な賃金測定又は比較が出來得ないという印象を与えるかも知れないと考へた。同代表は、賃金の測定及び比較をなすにあたり適當に考慮に入れ得る總ての社会的負担及び社会施設に關する充分な資料を得てこ

れを利用することが重要であるという事には同意をしたが、かかる負担及施設を定養づけるのに困難を向顔が包含されており、この向顔が完全に解決されない限り、條約第六十三号に定める時間賃金率及び平均所得統計の価値を低く評価しないことが大切であると述べた。

ブラジル政府代表は、覺書第四項に「拡大技術援助計画の規定により、又は他の利用し得る方法により」という語句が含まれていることに不満の意を示した。なぜなら彼の意見では、I.L.O.事務局が与える技術的援助の費用を負担する方法についての向顔は理事會が審議を行うものであるという事をこれらの語句が完全に明らかにしていないと言っているのである。

十七 事務局の報告に關する論議途中に於て國連事務總長代理は、小委員會委員の提供した訂正及び追加資料は、同報告の改訂版を作成する時に考慮に入れるであらうと言明した。使用者側に代り英本國使用者代表は、事務局が作成した報告は未だ數國の政府から資料が到着していない故に暫定的なものにすぎないという事實に言及した。使用者代表側は、実情を示すに足りる相当量の資料が集まるまでは報告書が出版されるべきではないと考えた。これ加ため數ヶ月遅延するかも知れないが、何れにしても纖維委員會の次の回期までには出版されなければならぬと考えていた。英本國政府代表は、事務局が本會の閉會後に受理する資料を報告書に入れることを提案した故に、この報告書はこれ

までに例のないものであることを指摘し、若し小委員会がこの複雑な問題を取扱う報告書が相当に充実せる資料を以て出版されなければならぬと考へるとすれば、自分は出版の決定権を有する事務局総長が纖維委員会の見解を知ることが好ましいと考へると述べた。理事会代表団の労働者側委員は労働者側代表に代り出版を遅延せしめる提案に不満の意を表した。I.L.O. 会合で使用するために報告書を作成し出版することは憲章により与えられている事務局総長の責任の一つであり、報告書の出版内容及び出版日は全く彼の決定権にかかつている事柄である。

本件に關しては、事務局の報告書が、それに基づいて作成される小委員会の報告書と同時に印刷されて利用できる様になる事が明らかに望ましいことである。デンマーク政府代表の指示により纖維委員会の報告書中には、事務局の報告を出版する日時は全く事務局総長の決定権にかかつている事柄であるという事を小委員会は認めるが、同小委員会でなされた質問に關する論議に総長の注意を引さつてようと欲したという旨の一文を挿入しなければならぬという事に意見が一致した。

一八、別紙の覚書及び本報告を採択することにより小委員会の業務は終了した。

議長兼報告委員

G、H、キヤルーサーズ

附 録

Ⅰの理事會に宛てて提出する 各國纖維関係賃金の不均衡とその不均衡の纖維勞働者の生活水準に及ぼす影響に關する覽書

Ⅰの纖維委員會は一九五〇年十一月二十八日より十二月八日までリヨンに於て第三回會議を開催し、Ⅰの理事會により議事日程中に加えられた纖維勞働賃金の不均衡問題に審議した。本委員會は、これに先だち検討の基礎として、事務局作成に係る本件関係報告を入手しこれを採用した。

本覽書は本委員會の到達した結論を逐次説明するものである。

纖維勞働賃金の國家統計の比較可能性を改善する爲の方策

一、各異つた國家間に於ける纖維勞働賃金の適當なる測定方法並に比較には改善した統計を必要とする。その目的のためには

(a) 一九三八年國際勞働總會の採択した賃金統計並に勞働時間に關する條約第六十三号を批准し能う限りその範圍に適用すべき事は重要な事項であると本委員會は思考する。依つて本委員會は次の如く提案する

(i) 理事會は、既に該條約を批准した各國に対し該條約の條項を少くとも纖維工業に完全に適用するためあらゆる可能な方法を講ずる様要請する。

(ii) 理事會は該條約を未だ批准しない凡ての國に対し能う限り速かにこれを批准する様

要請する。

(iii) 理事会は、近い将来に於て該條約の完全批准及適用を実施し得ない國が、纖維勞働賃金の國際的比較のために要する最小限度の重要統計資料を定期的に蒐集公表する
ため特別の努力を払う様要請する。

(b) 條約第六十三号採択以來多數の國の勞働者に利用し得る社会奉仕制度の實質的進歩に
鑑み、社会保護並に奉仕制度を適當に考慮に入れ且つその目的を以て各國から資料を
入手する事は纖維勞働賃金の測定及比較を爲し又各國の勞働者の生活水準を比較する
為特に重要なものである。

纖維勞働者の實質賃金の國際的比較を容易にする方策

二、本委員會は、纖維勞働者の實質賃金の國際的比較に包含される諸向題に關する事務局
報告に記載された分析を興味を以て注目する。而して本委員會は、現在入手し得る資料
が正確な結果を齎らすには、あまりに制限されてゐるとはいへ、事務局報告に使用され
た方法は困難にして複雑なる本向題に有益なる一すじの光明を投げたものと思料する。
同時に本委員會は、右の如き國際的比較は方法的困難さを包含し更に専門家に依る研
究を必要とする事に注目して居る。従つて本委員會は、理事会が事務局に対し統計專
門委員會並に勞働統計家國際會議を通じ産業の發達せる國々及び産業の發達せざる國々
の双方における生活費及び實質賃金の國際的比較に關する事務局の仕事を進捗し、その

仕事の一部をなす繊維労働者に適用する比較の向度に特別の考慮を払う様に指令することを希望する。

三、この分野に於ける純然たる統計的比較に關する制限も考慮に入れ、本委員会は、各異った國々における繊維労働者の各異った生活條件並に生活水準の記述的研究を以つて右の統計を補充することが望ましいと思考する。

四、従つて本委員会は、繊維労働者の賃金及び生活水準に關し現在入手し得るよりも充分なる資料を得る目的を以て、理事会が國際労働事務局に對し、拡張された技術援助計画の條項或は利用し得るその他の根拠を通じ、關係政府の要求に基き繊維労働者の生活條件及び生活水準を現地に於て研究し、適切なる國家統計の改善に對し技術援助及び勸告を与えらるため専門家の一団を派遣する权限を附与する意思があることを表明すべきである事を提議する。

本委員会は事務局が、是等各國における地位に關し入手する追加資料を利用し得る事を確信するものである。

繊維労働者の生活水準を向上せしめ且之を保護する活動

五、未開發國に於ける繊維労働者の生活水準を向上せしめ且経済的により發達した國に於ける繊維労働者の生活水準を改善保護するためには積極的活動を必要とする。各々の場合に於てその活動は關係産業部門の生産力、繊維工業及び選採し得る雇用方法に於ける

雇用の機会、纖維生産品の将来の市場、各異つた國々に於ける纖維工業の發達率、当該國々における賃金の地位と消費者の利益との均衡等を考慮に入れる必要がある。

六、纖維勞働賃金水準が当該國における一般賃金水準に可成りの範圍に於て依存し又一方全般的經濟の生産性の水準にも依存している以上纖維勞働者の賃金の實質的並びに繼續的増加は全般的經濟に於ける勞働の生産力の提揚と改善に依存するものである。

七、それ故に現在纖維勞働賃金の低い未開發の國々に於ては、經濟的發展の向上は纖維勞働賃金の實質的な又絶えざる向上のために極めて重要を基礎である。然しなから

經濟的發展の向上を期する一般の手段は、纖維勞働者の生活標準を上げるために、特定の企画された手段によつて補正さるべきものである。かかる手段は次の方法を包含すべきである。

(a) より近代的の資材の使用、よりよき設計と工場組織、進歩した作業方法の利用、適當と思われる處では団体協約又は双方の合意による奨励賃金支払制度の採用等による纖維勞働者の生産力引上げのための手段

(b) 団体交渉の奨励、最低賃金の制定、社會保障の適當なる組織の確立等を含む社會水準を引上げる手段

八、かかる手段を企画し適用するに當つては、國際連合國際勞働機関及び他の國際的機関が、その要求に応じて政府に与へるために準備している技術援助並に助言を充分に利用

すべきである。

九 特に多くの未開發の國々に於ける數多くの不完全雇用勞働者——これ等は是こゝで比較的低い賃金を受諾するであらう——の存在の故に、それら諸國の纖維産業に於ける生産力の増加は、たとへば産業の社会水準が堅實に向上しつつあるとしても、経費並に物価を引下げるように導いて行くことができるといふことの可能性を委員會は認めるものである。

又その結果として、纖維工業の多くの分野において、競争上の優位性は未開發國に都合よくなるように増加移動するといふことの可能性を認めるものである。

それ故に委員會は、同産業の世界的配分上、かかる変化の予想に対応するために、又特にその纖維勞働者の賃金と生活水準とを保護するため、最も巧に採用されようであろう政策の種類に對して、高賃金國は、豫き考慮を払ふべきであるといふことを最も重要なことと思考するものである。

十 委員會が望ましいことであると考えていることは、各纖維生産國が國際勞働事務局に纖維産業への投資の發展、再投資及び生産高を常に報告し、斯く集められた情報は、纖維委員會によつて定期的に檢閲されるべきであるといふことである。

(三) 労働者安全に因する小委員会の報告書——十二月八日、総会において採択

国際労働機関

繊維委員会

(一九五〇年一月一—二月 リオン市 第三回会期)

労働安全小委員会報告

一 労働安全小委員会は一九五〇年十一月三十日 第三回繊維委員会において設置され四五名の委員(政府委員一五 使用者委員一五 労働者委員一五)を以て構成された。

同小委員会は次の通り役員を選任した。

副議長 シェウカルン氏 (米政府代表)

副議長 コーウィン氏 (カナダ使用者代表) 及び

グッラカント氏 (ベルギー労働者代表)

なお、マルフェー氏(ベルギー政府代表)は報告書に国連軍務總長代表はロバート氏が任命された。

小委員会は九回の会議を開いた。

二 小委員会では主に討議された事項は事務局が各種専門家に諮問して作成した「繊維産業労働者の安全に因する第三報告」並びに「各国政府及び各産業界の指導のための工

業的事業場に対する模範安全規程としてあつた。

一般討論

三、小委員会の最初の二回の会議及び第三回会議の一部では一般討論が行われた。討議された主要議題は繊維産業のために別個な安全規程を設ける必要の有無、若しその必要ありとすれば、現在の模範規程中にその諸規定を取り入れることは適當なりや、又はその規定を以て別個の繊維産業の模範規程を作るべきかについてであつた。

四、小委員会の使用代表のうち五大の者は繊維産業は他の産業に較べて安全の成績が良好である旨を指摘した。更にまた繊維産業に発生する災害率のうち機械に直接起因するものは僅かであつて、殆んどは不注意な行爲に因るものであることも指摘された。

五、小委員会は全員一致で次のことを認めた。即ち繊維産業の各部門で起る安全問題のうちには「工業的事業場に対する模範安全規程」(以下「模範安全規程」といふ)の中に適切に取扱われていないものもあること。依つて当該規程を修正、追補することゝ適當であること。

六、小委員会は繊維産業模範安全規程を別個に作成することは極めて大きな仕事であると考えた。若干の委員は繊維産業の安全規定を絶えてもらう別個の安全法典を作ることを望んだが然し小委員会は繊維産業の安全問題に必要を範圍内で「現行模範安全規程」を修正、且つ補足するための勧告をする程度にとどめることに決定した。

七 小委員会とは特に繊維産業の各部門に因連して非常に多岐な工程があることに鑑みて、限られた短期間のうちに「模範安全規程」に含まるべき適切なる繊維産業諸規則の從へてに關して最終的結論をうることに不可能であると認められた。

ハ 繊維産業のための別個の模範安全規程を設けたい旨の上に記結論に依つて小委員会はその仕事を一層迅速に完結しようことにまつた。殊に「模範安全規程」の中に既に存在する繊維産業関係規定を「別個の安全規程」に含めることに就いて第三報告に記載ある専門家の意見を検討する必要が無くなつた。

九 使用者側は「繊維産業の模範安全規程」の採択についてその一時的見解を述べた声明書を提出した。

該声明書に依れば、かゝる安全規程は「模範安全規程」と同様な性格のものでなければならぬ。

即ち各国政府及び各産業界の手引としてののみ公布さるべきものであるということに特に注意を喚起してゐる。

特に繊維産業の模範安全規程の範圍は「模範安全規程」の域を超えてはならないとされている。

使用者側の声明は更に次のことを述べてゐる。

即ち 今回の繊維委員会令の会期中に、小委員会が繊維産業に望ましい安全規則の從へ

てを含む最後の本文に就いて、結論に到達することは殆んど不可能であること。
 使用者側の意見では、小委員会の仕事を工場の事務局が繊維産業の安全専門家の援助を得て、更に統けて、結末をつけるべきであるとしている。

該専門家の委員会は本会期終了後反的速かに召集するべきであり、本小委員会は専門委員会に対して、その仕事を指導するため、指示及び不唆を与えるべきものと考へる。
 一、カナダ使用者代表は、如何なる提案又は意見が行われる場合にせよ、何等の論評が出来るべきでなしとしてもそれを以て各委員が意見の一致をみたしと解すべきでない旨の意見を述べた。

二、ノールウェイ政府代表は、専門家に更に諮問して、一般模範安全規程に記載されてない繊維産業の或る種部門に対する追加規定を定める必要があることに賛意を表した。

三、英国労働者代表は更に専門家に諮問することに就いては反対しないが、次の点を指摘した。即ち舊く、各種専門家が繊維工場の建設及び運営についてその收を収の立場で諮問をうけていながら産業災害は尙影をひきぬき、小委員会は繊維産業に影響ある安全規則を定めることにのみ限られるべきではない。更に「模範安全規程」に記載ある勧告を効果あるしめるため、最も適切な機関を各国に設備するために研究することにも有益なものである。これに就いては政府代表のとるべき措置が特に要望された。

三、ネーデルラント政府代表は、一般的規程を定めては繊維機械の構造について充分且つ

詳細な規定を設けるに不適当である旨指摘した。斯かる詳細な規定は或る安全装置、特に機械の覆を一定する場合に必要欠くべからざるものである。此の点については既に多くの国が一定の措置をとっているのであり、国際標準機構（International Standardization Organization）は、本問題研究のため特別技術委員会を任命した。

一四 英国使用者代表はネーデルラント政府代表が述べた織造機械の標準化に関する措置に多大の関心を示し、然らも該措置が困難なることを指摘した。

一五 国連事務総長代表は数回に亘り「模範安全規程」の性格を説明すると共に、以後小委員会にしろもらい度い修正又は追加に就いての性質を論述した。

同事務総長代表は「模範規程」作成上の措置に就いて大略を述べ、更に又、英国労働者代表の質疑に応じて、一九三七五年及び一九五〇年に夫々事務局が公布した炭鉱における坑内作業及び建築業に対する模範安全規程について述べた。

同事務総長代表は小委員会でも本討論の基礎になつてゐる「模範安全規程」は何ら拘束的性格を有つてゐないものであり、單に手引としようとしたものであるから各国政府より各事業場がそれを採用しようとする又は適当と考えて適用しようとも全く自由である旨を指摘した。

或る国においては、安全法規が「模範安全規程」の警告を超える範囲の規則で依らなければならない場合があるが、又その他数ヶ国では安全法規を有たないこと、若しくは非常

に組織を安全規程しなさいということも事実である。

事務総長代表は更に「模範安全規程」を定期的に改訂するためどのような方法を取ればよいかについて指示した。

一六、カナダ使用者代表は本小委員会によつて到達した決議事項を事務局が文書の形式で各小委員会出席委員に送附し、これら各委員が該大書に基いて、自国の専門家に諮問し、諮問の結果を事務局宛通信によつて専門委員会に同送し得るようになすべきである旨提案した。

同代表の見解では本小委員会が前以つて該専門委員会の構成を承認する必要があると云つてゐる。

一七、議長及びノールウェイ政府代表は、エルの理事会が本組織委員会の勧告を検討した後、事務局に指示して諮問を続けさせるか否かを考慮すべきであると述べた。所使代表團が合議した後なら同政府は事務局に対し、進んで専門家の姓名を示し既に諮問を受けた専門家が本小委員会に進められた仕事を更に継続させるであらう。

一八、スイス政府代表は本小委員会の決議を政府に送ることは適當でないと思ふ。斯かる方法、手続は一般模範安全規程を作成の際従つた手続に符合しない。更に組織委員会はその全加盟国を代表し、ものではなからず、又或る加盟国は恐らく、自から諮問を受けなかつた提案を検討し度くないかも知れない。同時に又、小委員会で議論

になつてゐるやうに専門技術的資格の問題について全加盟国からの申答をいちいち検討したのでは事務局が大変な仕事をしなければならなくなる。

小委員会の結論は報告程度に性質があることに鑑みても斯かる報告は繊維産業の安全専門家の小委員会に検討した方が好い。

一九、アルゼンチン政府代表は、米南米諸国の労働監督官が必ずしもその任務遂行上必要な技術資格を有つてない場合がある旨指摘した。事務局は各国政府に対して安全衛生監督官の資格を決めると共に既に任命されている監督官の技術資格を改善するよう報告すべきである。

二〇、小委員会は結局、繊維産業の安全問題の解決を満足せしめるためには政府、使用者、労働者三者の間に果敢な協力がなければならぬ旨に一致した。

Report Ⅲ 及び同報告追録の検討

二一、小委員会が到達した決議は五つのグループに分けて考へられる。

△第一のグループは諮問された専門家によつて提出された五つの小委員会を通つた意見及び提案（項目省略）

二二、△第二のグループは諮問された専門家又は小委員会の諸委員によつて提出された意見及び修正案の中何う措置をとらなうことに決定したものの、依つてこれら意見及び修正案は否決されたものと考へられる。（項目省略）

四、△第三のグループは小委員会が一般的性格のものと考えた提案及び意見をあり繊維産業の範囲を超えるものである。依つて、小委員会は専門家の一般委員会に送るべく決定したものである。(項目省略)

五、△第四のグループは繊維安全専門委員会に意見を添えて送るべく決定したものの(項目省略)

六、△第五のグループは、其他詳細の説明を提案者に要請するものである。(項目省略)

別 添 工

繊維産業に適用され得る模範安全規程に関する決議

一、一の 繊維委員会は

一、一の の理事局により召集され

一九五〇年十一月二十四日より十二月八日までリオン市に於てその第三回会議を開催した。繊維産業の安全問題及び該産業のための模範安全規程を作成する可否を考究した。一般産業の「模範安全規程」が関係方面に大いに価値あることを認め繊維産業の機械設備及び各部門別工程に関して、更に特別な規定を追加して、本規程の完成を期することゝ、非常に望ましいと考えると共に

「模範安全規程」に関する繊維委員会と論議した結果該規程の或る一般的規定を資格ある専門家に検討させて、これから規定ほどの程度まで修正或は追加した方がよいかを決

定することか望ましいと考へ

一九五〇年十二月十八日下記決議を採決する。

Ⅰ 繊維産業に対する特別規定

一 「模範安全規程」の繊維産業に関する特別規定には該産業の或る部門で使用してゐる機械及び設備には満足な方法であるか、その他の部門には尚不完全なものと思考する。

二 依つてⅠCの理事会は特別な資格ある専門家の小委員会を設置して事務局をして下記事項について該委員会に助力せしむること。

(a) 既に諮問を受けた専門家の意見及び提案へ繊維委員会第三回会議用として作成せる Report Ⅲに記載)を参考すること。

(b) 繊維産業の各部門に対する特別安全規定に関する第三回繊維委員会の示唆を検討すること。

(c) 一般模範安全規程に追加するをめ追加安全規定を作成すること。これは特別追加か或はその他便宜な形式で作成すること。

Ⅲ 理事会は、

(a) 繊維専門委員会を可及的速かに召集することの可能性を検討すること。

(b) 事務局として該専門委員会の仕事について充分な報告を作成し、將來若し出来得れば

ば第四回繊維委員会に提出せしむること。

II 「模範安全規程」の改正

四 理事会は

- (a) 事務局として事故防止通信委員会加盟員 (*the Correspondence Committee* *sur* *Accident Prevention*) に對して「模範安全規程」の修正又は追加に關する繊維委員会採決の示唆を提出せしめ、同事故防止委員会の考慮を求めること。
- (b) 事務局として事故防止通信委員会會議を可及的速やかに召集することを許可し同會議の議題に「模範安全規程」の部分的改正の問題を取上げさせること。

別 添 II

繊維工場の安全組織に關する決議

I. の繊維委員会は、

I. のの理事会により召集され、

一九五〇年十一月二十八日、リオン市に於てその

第三回會議を開催した。

繊維産業の安全問題を考察し、

安全委員会又は安全担当官が天々設置若しくは任命されてゐる場合には繊維工場の事

改が減少していることを認め、事故を減少させるに當つて極めて有益な仕事、が所便の
所力によつて爲されることを信じ、

一九五〇年十二月 八日 下記の如く決議を採決した。

一、 (a) 工場の理事會は事務局をして次のことを工場の加盟国に要請させること。

即ち、該加盟国が各繊維部門に勸めて、所便双方より成る安全委員會へ又は経営
者が安全担当官の任命をなし得ることを各繊維工場に設置させること。

(b) 安全担当者又は委員會は安全措置を適用するに當り所力し、新安全裝置を採
用する場合とが、必要と見做される注意事項の採用に當つては使用者に対し勸告を
しなければならぬ。又所便者向の一般安全教育の計画を実施しなければならぬ。

二、 理事會は更に事務局をして加盟国に下記報告の提出を要請させること。

(a) その国の繊維工場の数

(b) これら工場のうち安全委員會又は安全担当者を持つてゐるものの数

(c) これら安全委員會又は担当者、が事故防止に就いてどのような役割を果してゐるか
アルゼンチン政府代表より提出され、電氣委員會により修正された繊維産業に因する安全
立法の検討に關する提案

國際労働機関の繊維委員會は、

國際所便事務局理事會により召集せられ

一九五〇年十一月二十八日より十二月八日までリヨンに於いて第三回會議を開催し、下記の議案を提案する。

即ち

繊維産業労働者が彼等の特殊業務を遂行する際に於ける彼等の身体上の安全についての重要問題は各種の要素が影響している関係上複雑な性格を包含するものであること。上記の各種の要素の中には、或る状況の下に於いては本産業に於ける健康と安全に因する規程は充分な技術的統制の下に在り、という事実を特に注意する必要があるものがある。

問題は單に該労働者達の身体の保全と健康の保持のための該規程の採択又は発動によつてのみしては全面的に解決せらるべきものでないこと。並に当局によつて遂行されるために斯かる規程を適當な技術的統制手段によつて置き換へらるることが必要となるものであること。

依つて一九五〇年十二月八日下記の決議を採択するものである。

本繊維委員会は國際労働機関の理事会に對して、本機関加盟國政府として未だ専門工場監督機関を有せざるものにつき、各國代表は一般の工場全般に亘り或は更に繊維工場に關して、安全並に衛生問題に特殊の監督官を任命するために必要を手段が採られることを希望する旨認識されんことを要求するものである。

〈四〉 鐵維産業における原料に関する決議

——十二月八日 総会において採択

鐵維委員会へ第三回、於リヨン、一九五〇年十一月—十二月、

フランス労働代表ミンガー氏、ベルギー労働代表へ複数、及び伊太利労働代表力
グザリ—氏提出、運送委員会修正の鐵維産業に於ける原料に関する決議

I.L.O 鐵維委員会は

國際労働事務局理事会によつて招集され、一九五〇年十一月二十八日より十二月八日
までリヨンに於てその第三回會議を開催し、且つ原料の不足と高価のため、鐵維労働者の
生活水準と雇用の見込は危殆にさらされるものであることを考慮し、

一九五〇年十二月八日次の決議を採択する。

一、鐵維産業の原料を生産する國は、各國の産業各部門に、適正価格で適當量を供給する
ことが必要であることを留意することを希望する。

二、國際労働事務局理事会において、關係國政府並に關係國際団体に右の希望を伝達し、
且つ、前項に於て提案されたるのやましい社会事業は世界經濟が有効に組織されてい
るか否かによつて左右されるものであることを強調することを懇請す。

〈五〉 鐵維産業の発展に関する決議案

——十二月八日、総会において否決、

鐵維委員會　へ第三回　リヨン　一九五〇年十一月—十二月

ポーランド政府代表提呈の鐵維産業の発展に関する決議案

1. L. O 鐵維委員會は、

I. L. O 事務局の理事会に依り招集せられ一九五〇年十一月二十日より十二月八日まで其の第三回會議をリヨンで開催し、

單一文化、原料及び労力の搾取の上に基礎を置く原始至清水準に於て、人々を従属と植民地的圧迫の狀態に保つことが、平和に対する一脅威を構成し自由と独立に対する全人類の權利を破壊するものであること考慮して

一九五〇年十二月　日次の決議を採択する。

鐵維委員會は、独立國、植民地或は屬國の別なくすべての國々の鐵維産業の全部門の自由な発展に対する權利を宣言する。本委員會は、生産と交易を國際的な基準で組織するという口実の下に、實際は鐵維トラスト及びカルテルをつくるために、世界市場の独占を強固にすることを目的として、或る領土に於ける鐵維生産を制限し、鐵維生産品の流出口を閉鎖しようとするあらゆる傾向に反対するものである。

(六) 第四回鐵維委員會の議題に關する決議

——十二月八日、總會において採択、

國際労働機関鐵維委員會へ第三回 於リヨン、一九五〇年十一月—十二月、

労働代表田提出、運営委員會修正の第四回鐵維委員會議題に關する決議國際労働鐵維委員會は、國際労働事務局理事会によつて召集せられ、一九五〇年十一月二十八日より十二月八日までリヨンに於けるその第三回會議を南催し、

一九五〇年十二月八日、次の決議を採択する。

國際労働事務局理事会は、事務局が、第四回鐵維委員會の議題中に、次の事項の若干を包含せしめる目的を以つてこれを研究するよう指示することを要請する、

- 一 鐵維産業に於ける労使協調
- 二 鐵維産業に於ける婦人の雇用に關係ある特殊問題
- 三 鐵維産業に於ける有給休暇
- 四 鐵維産業労働者に対する保証給

(七) 鐵維資金の不均衡と不均衡が鐵維労働者の生活水準に及ぼす影響に關して國際労働事務局理事会に提出する覚書案

——十二月八日、總會において否決、

鐵錐委員會へ第三回　於リヨン　一九五〇年十一月―十二月

鐵錐産業國間に於ける鐵錐賃金の不均等並びにこれ等の不均等が鐵錐労働者の生活水準に及ぼす影響に因して國際労働事務局理事会に提出する覚書案

フランス労働局代表ミンガー氏提案の修正案現行の第一節　(b)項の本文を次の如く更める。

(b) 条約第六十三号採択以來多くの國に於ける労働者が利用することが出来た社会施設の實質的進展にかんがみ、鐵錐賃金の測定及び比較の方法と、諸國の鐵錐労働者の生活水準と比較する場合に、諸種の施設及びこれに附隨する社会負担の測定及び比較の方法を考慮せねばならぬ。それ故、本委員會は理事会が事務局に於て、かかる方法を審議し、且つ諸國がこの目的に必要な情報を提供することを要請するよう指示することをのぞむ。

(c) 平和に因する決議案

十二月八日　総会において否決

鐵錐委員會へ第三回　リヨン　一九五〇年十一月―十二月

ポーランド政府代表提出の平和に因する決議案

1. L. の鐵錐委員會は

1. L. の事務局の理事会により招集せられ、第三回會議を一九五〇年十一月二十八日か

ら十二月　ハ　日造リヨシで用進し、多くの資本主義國家はその経済を平和体制から戰爭体制に変形しつつあること、即ちこれによつて経済関係と國際交易に一層緊張をもたらし、亦大部分の人口の生活基準に悲しむべき反響を生じて、経済的社会的進歩を妨げ、且つこれがこれらの國々の労働階級及び全人口の生活基準に著しい低下をもたらす主要な原因となることを考慮し、一方、この設立の目的である社会的正義は、平和が保障されない限り、又或る國の人々の平和な生活を既に瓦解させ、且全人類の平和な生活を瓦解せんとする戰爭の脅威を除去しない限り、これを「し」の憲章に基いて達成することとは、不可能であること考慮して

一九五〇年十二月

日次の決議を採択す。

一　鐵道委員会は、大量に消費着物負を生産するに必要な産業である鐵道産業が、人口の大部分の要求を満足させるために、明確に平和時その基礎を置くことを要求する。

二　鐵道委員会は次の方策は必要であることを認める、

原子武器、細菌武器、化学的武器、有毒武器及び電波武器並に他の大量殺傷の手段を完全に禁止すること。

嚴格なる國際管理によつて、右の原則を遵守することの保障、

最初に右の武器を用ひたる政府を戰爭犯罪人として彈劾すること、

一九五一年及び一九五二年間に陸空海軍を累進的に、比例的に且つ同時に、三分の一

から二分の一迄に減少すること。

軍備競争を終結させるに當つて、かかる方策は、人口の大部分に重い比重である戦争予算を削減し、各國の社会制度の和同にかかはらず、すべての國々の間に不可欠な國際信用と協力の再建に寄與するであらう。

西ドイツの再軍備を直ちに中止すること、平和に対するこれらの建設的提案の実現によつて、世界戦争の脅威は阻止され、世界のすべての國民の安全と福祉は保障されるであらう。

(九)

鐵維産業における安全処置、検査に關する決議

十二月八日 總會において採択

國際労働機関 鐵維委員會へ第三回、於リヨン、一九五〇年 十一月—十二月

アルゼンチン政府代表提出 軍需委員會修正の鐵維産業に於ける安全處置検査に關する決議

I. L. O 鐵維委員會は、

國際労働事務局理事会によつて招集され、且つ一九五〇年十一月二十八日より十二月八日まで、リヨンに於てその第三回會議を開催し、

鐵維労働者がその専門の仕事に従事している間、肉體的安全をはかるといふ重要な問題

は、種々の要因がこれに影響を与えるために、本来複雑した問題であることを考慮し、これ等の要因のうちで、鐵維産業に於ける保健と安全に關する設備は、或る事情によつて、専門的監督を十分受けていないという事實に、特に注意を拂はねばならぬことを考慮し、この問題は、労働者の肉体的保全と尿便を維持するための法規を單に採択し或は公布するだけで、その全部が必ずしも解決されるものではなく、又それ改に、これ等の安全処置に、官憲の適當な専門的検査によつて、設備の補充をすることが必要であることを考慮し、

一九五〇年十二月八日次の決議を採択する、

鐵維委員会は、全産業、特に、鐵維産業に於ける安全と衛生に關する事項を専門に検査する検査官を置くために、必要な手段をとりし、の加盟各國が講ずることを希望している旨を、未だ工場専門検査制度を持たない加盟國の政府に、通達することが望ましいか否かについて、これを國際労働事務局理事会に於て審議することを總請する、

